

前 文

上野原中学校では、中学生の本分である学習を、すべての生徒が安心・安全に取り組めることを第一に考え、「生徒心得」を定めました。これは、上野原中学校で生活する上で、それぞれの生徒が自ら考え、判断して選択、行動するときの『基準』となるものです。

学校は、学習を本分としながら、他の生徒との集団生活を通して社会性を身に付け、誰もが安心して生活できる場でなくてはなりません。お互いの人権を尊重し合いながら、自律して生活していく力を身に付けていきましょう。

「生徒心得」は、生徒会執行部が全校生徒の意見をとりまとめてつくりました。一人一人の生徒が心に置いて目指す上野原中学校生徒としての姿です。

「生徒心得」を『基準』にそれぞれが判断した場合、生徒によって選択の幅（自由）が生じると予想されます。例えば、髪型や服装などです。一人一人が「生徒心得」の意義を理解し、学習をするために登校しているという意識を大切にして、安心・安全への配慮と合わせて、自ら適当な頭髪や服装を選択できるようになりましょう。また、学校生活や登下校中では、個人としての自分だけでなく、行動や服装等、上野原中学校の生徒として見られることも意識してください。

これからの時代を生き抜く人材として、様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、自分を社会の中でどのように位置付け、他者と一緒に生き、課題を解決していくための力が求められています。

上野原中学校生徒として、自らどのような身だしなみで、どのような学校生活を送っていくのがよいか考えていきましょう。そして、これを守って生活をしましょう。

上野原中学校 校 長
上野原中学校 生徒会

生徒心得

上野原中学校

私たちは上野原中学校生徒としての自覚と誇りをもって、この生徒心得を守り生活します。

1. 服装・頭髮等の心得

- (1) 学校指定の制服を、正しく品位をもって着用します。医療上必要な措置や身体上の心配がある場合は先生に相談します。
熱中症が心配されるGWから支部新人大会までの期間は、ジャージで登下校することができます。
- (2) 夏制服…男子は白の半袖Yシャツ（原則として校章入り）とします。
女子は白の半袖ブラウス（原則として校章入り）とします。
- (3) ベルト…黒・茶色、細くなく装飾のない無地のものを使用します。
- (4) 靴下…白・黒色の無地またはワンポイント、ラインも可とします。
- (5) カバン…学校指定のカバンを使用します。
- (6) 靴 … 白・黒色を基調とした通学や授業に支障のない靴にします。
- (7) 体育着… 学校指定のジャージ・短パン・Tシャツを着用します。Tシャツのすそ出しは個人で判断します。
- (8) 制服の下に着るもの…上野原中学校指定の服装の下に衣服を着用する場合は、それが目立たないように気をつけます。
- (9) 防寒着は、黒・紺・茶・グレー・白色の装飾のないものを冬の制服の上に品位をもって着用します。ただし、ロングコートは不可とします。
- (10) 黒・茶色の無地のストッキングは着用しても構いません。
- (11) パーマや変色、華美な装飾・加工はせず、清潔感のある健康・安全に生活できる髪型にします。ただし、医療上必要な措置や身体上の心配がある場合は先生に相談します。
- (12) 髪が肩のラインを越える程度になったら、縛るなどして学習に支障なく、安全に配慮します。体育など、日常生活よりさらに安全が求められる場面では、先生の指示に従います。
- (13) 前髪は、目にかからない程度とし、学習の妨げにならないようにします。
- (14) スカート丈は、起立したときにひざが隠れる程度で着用します。（ひざ立ちした時に床に裾が折れてつくくらいが目安）
- (15) 化粧やアクセサリー類の装着はしません。
- (16) リップや日焼け止め、汗ふきシート等は、その本来の効果を得るために使用することができます。（リップや日焼け止め、汗ふきシート等は、周囲への配慮から、無色、無香料のものを使用する。）

2. 秩序・安全の心得

- (1) 原則として、できるだけ徒歩で通学します。
- (2) 登下校時は交通規則を守ります。自転車の使用は別に定める自転車通学規定を守ります。
- (3) 欠席・遅刻・早退については保護者をとおして担任または学校に必ず連絡します。
- (4) スマホ等、学習に不必要な物は持ってきません。
- (5) 夜間に不要な外出は原則としてしません。
- (6) ベランダには、必要なときのみです。
- (7) 7時45分に生徒玄関が解錠します。一日の学習や生活の準備を済ませ、8時15分までに着席します。
- (8) 登校後は敷地の外に出ません。特に必要な用事がある場合は、先生の許可を取ります。
- (9) 下校時間までには校門を出て、安全に気をつけて帰宅します。
- (10) 自分の教室以外に勝手に入りません。
- (11) 自分自身を大切にするとともに、他人への言動や書き込み等には十分配慮し、人を大切にする人権意識をもちます。また、「いじめは絶対にしない」「いじめは許さない」という雰囲気をつくります。

3. その他の心得

- (1) 学校の施設・設備等公共物は、大切にします。万一破損させてしまった場合、破損に気づいた場合は、先生に速やかに相談します。
- (2) 学校施設・備品等は、必ず「使用規定」を守って使用します。
- (3) 生徒会・学級会等で決められた注意事項はきちんと守ります。

※「生徒心得」の改定については、生徒代表（生徒会役員）と教職員代表により検討し、生徒総会にて決定します。

附則	全面的改正	平成 3年 1月
	2の5項を一部改正	平成 9年 2月
	防寒着について改正	平成10年 4月
	全面的改正	平成20年12月
	カーディガン改正	平成23年 4月
	クラスバッチ改正	平成31年 2月
	全面的改正	令和 7年 4月

自転車通学規定

1. 自転車通学の許可区域

- ・諏訪　・塚場　・新町一丁目の一部
- ・向風　・八米　・新町二丁目の一部
- ・新田倉の一部（国道より下）
- ・旭ヶ丘（グリーンヒルを除く）

☆特別な場合については、先生に相談します。

2. 自転車通学の許可条件

- （1）ヘルメットを必ず着用します。
- （2）2人乗りなどの危険な乗り方をしません。
- （3）通学路以外（国道など）を通行しません。
- （4）交通ルールを守ります。
- （5）自転車の安全整備をします。
- （6）防犯登録シールが貼ってある自転車を使用します。
- （7）敷地内の指定された駐輪場に駐輪します。

全面的改正

令和 7 年 4 月